五　取締役等が、マーケット・リスクの管理手続に積極的に関与していること。
六　リスク計測モデルが、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。
七　リスク計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。
八　マーケット・リスクの計測過程について、原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

3　第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。
一　バリュー・アット・リスクを算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間（バリュー・アット・リスクを算出する際に、ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。）は十営業日以上とすること。ただし、十営業日を下回る保有期間によって算出したバリュー・アット・リスクを次の算式により換算した数値を、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

$$\mathrm{VAR}\ (t) \times \sqrt{\frac{10}{t}}$$

VAR（t）は、保有期間をt（t<10）営業日として算出したバリュー・アット・リスクとする。
二　バリュー・アット・リスクの算出に用いるヒストリカル・データの観測期間は一年以上であること。
三　ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。
四　ヒストリカル・データが三月に一回以上更新されていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。
五　マーケット・リスク・ファクター（マーケット・リスク相当額の算出の対象となる取引の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下同じ。）については、金利、株式、外国為替及びコモディティに関するものを設定すること。そのうち、金利については、六以上のマーケット・リスク・ファクターを設定すること。
六　オプション取引のリスクについては、リスク・カテゴリー（マーケット・リスクを発生させる原因の区分をいう。以下同じ。）ごとに正確に把握すること。
七　金利、株式、外国為替及びコモディティの各リスク・カテゴリー間において、ヒストリカル・データから計測される相関関係に基づいてポジション同士を相殺する場合には、これを合理的に説明した事項を記載した書類を作成し、保存すること。
八　内部モデル方式を採用しようとする最終指定親会社について、連結自己資本規制比率（第三条の算式により得られるものに限る。）が八パーセント以上であること。

（内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額）
第二百五十三条　内部モデル方式を用いて算出するマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。
一　算出基準日のバリュー・アット・リスク
二　算出基準日を含む直近六十営業日のバリュー・アット・リスクの平均に次条第一項の表又は第二項に定める乗数を乗じて得た額

（乗数）
第二百五十四条　内部モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数（内部モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益（実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益をいう。）のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間を一日としてリスク計測モデルを使用して算出した日ごとのバリュー・アット・リスクを上回る回数をいう。以下この条において同じ。）に応じ、同表の下欄に定める値とする。

超過回数	乗数
零	三・〇〇
一	三・〇〇
二	三・〇〇
三	三・〇〇
四	三・〇〇
五	三・四〇
六	三・五〇
七	三・六五
八	三・七五
九	三・八五
十以上	四・〇〇

2　前項の規定にかかわらず、超過回数が五回以上十回未満であって、超過が市場の特殊要因等に起因すると認められる場合には、当該超過回数以下の超過回数に係る乗数とすることができる。
3　内部モデル方式を用いている最終指定親会社は、超過回数が五回以上となったときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となった原因を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

（個別リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準）
第二百五十五条　金融庁長官は、一般市場リスクに加えて個別リスクの算出についても第二百五十条の承認をしようとするときは、第二百五十二条第二項に規定する定性的基準及び同条第三項に規定する定量的基準のほか、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。ただし、個別リスクの算出のために最終指定親会社が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はポジション若しくはポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合であって、代理変数によってこれを補完することが十分に保守的であることを最終指定親会社が示すことができるときは、同条第三項の規定にかかわらず、リスク計測モデルの使用を認めることができるものとし、ヒストリカル・データを代理変数によって補完することによる影響は、同条第二項第四号ハに規定する影響に該当するものとする。
一　リスク計測モデルが次に掲げる条件を満たすこと。
イ　ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。
ロ　リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。
ハ　市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。
ニ　同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスクを把握していること。
ホ　イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険をいう。以下同じ。）及びデフォルト・リスク（個別リスクのうち、信用度の大幅な低下が生じた場合に発生し得る危険をいう。以下同じ。）を正確に把握していること。ただし、デフォルト・リスクの把握は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
(1)　ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提において、第四章第四節に規定する基準に相当する基準を満たしていること。
(2)　計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整していること。